

令和5年6月29日

令和5年度第3回理事会議事録

日時:令和5年6月14日(水)

第3回理事会 18時30分～20時30分

会場:Web 会議

出席者:中川理事長、芳本副理事長、射場理事、村西理事、井阪理事、千葉監事、大井局長、
辻畑局長、田籠局長、都留局長代行、総務部天野

書記:井阪・天野

【議題】

I 令和5年度第3回理事会議題

1 承認事項

- (1) 令和5年度第2回理事会議事録
資料参照の上、承認された。

2 報告事項

(1) 各局事業進捗報告

事務局、情報管理局、生涯学習局、教育局より各部の進捗状況について報告があった。
井阪理事より、吉川顧問よりインボイス申請登録が完了したとの報告があったとの説明があった。
事務局で引き続き対応していく方針とのこと。

生涯学習局田籠局長より、学術誌の第3巻発行は6月30日を予定している。会員には紙媒体では配布せず、オンラインジャーナルに掲載しHPで閲覧できるようにする。学校等養成機関には配付予定とのこと(約320部)。

村西理事より、前回の理事会で話に上がったセンター主催研修事業のHP掲載開始時期について報告あり。センター主催の事業に関して開催3か月前には広報することで問題ないとのこと。

教育局都留局長代行より、5月末時点で認定CE講習会の定員30名の申し込みあったとのこと。

(2) 臨床実習前評価ワーキンググループに係るオブザーバーの扱いについて

23校のうち3校は不参加であるが、不参加である理由は所属校の意向で参加できないため、個別では参加したいと申し出があった。オブザーバーとして出席する形を認める。大和大学・藍野大学・関西医科大学が不参加予定である。

開催の目的は大阪で統一した評価の基準を作ることであるが、今回はオブザーバーに対しての資料提供は行わない等の明確な対応を検討する必要があるのではないかと意見あった。

(3) 事務所移転に関する報告について

井阪理事より府士会の特別委員会からの答申について報告があった。移転先を、上町台地にある物件を中心に、必要な広さ、賃料を検討するも、築年数が経過した物件が多い。候補の1つとして、OMMビル内の貸事務所があがっているが、賃料が倍以上になる。今後、答申内容をもとに審議の予定。

3 審議事項

(1) 【継続審議】大阪府理学療法学術大会開催規程(案)について

射場理事より、非会員の参加制限について報告あった。提出した議案は開催規定案から参加資格の項目は削除しているとのこと。府士会は学術大会を公益活動として位置付けており、公益事業としている限りは参加者の制限をつけることは難しいとのことであった。また、学生の参加費についても医療系の学生は看護学生などもリハビリテーションに関わる場面あるため、同

様の扱いとしたい。金額に関しては精査中であるとの説明があった。規定にある参加費についての「医療・介護専門職養成校の学生は有料とする」の文言は内規に示す方針となる。参加費については物価の高騰なども考慮し、4年ないしは8年毎の改訂を検討する。審議の結果承認された。

(2) 査読委員会に関する規程(案)とセンター組織図(案)の整合性について

射場理事より、査読委員会の活動目的に、総合理学療法学の発刊における項目を追加した。また、学術大会の演題査読と学術誌の論文査読を追記した。センター理事会に所属する事、規定の改廃はセンター理事会の決議によるもの、雑則として査読者の規定を追記したとの説明があった。査読者の選定における順序の修正や、査読者の任期について明記する必要がある。また論文査読のルールを作成や見直しも委員会の役割として規定する必要がある。査読者の依頼について、専門理学療法士のリストはあるため、その領域の人に2名直接依頼する形で進めている。現在は編集部が編集委員会として査読に関わっている状態である。センター組織図の整合性については、現在の組織図は査読委員会と学術大会の関係性が繋がっていないため、案1案2の提示があった。査読委員会と表彰候補者推薦委員会を理事会の枠組みに含むか含まないかで検討している。案2の理事会の枠組みに含まない組織図が採用された。査読委員会の規程についての文言を修正し、センター組織図は案2で進める方針となり、審議の結果、承認となる。

(3) 令和5年度大阪府理学療法学術賞受賞者について

射場理事より、学術賞・奨励賞の受賞者について報告があった。学術賞選評から理学療法への貢献度が高いことが表彰の理由である。審議の結果、承認となる。

(4) 日本理学療法士協会非会員の方のセンター事業への参加の可否について

射場理事より、会員のメリットが薄れているとの声に対して、改善策として①参加を会員のみとすること。②は非会員の参加費を会費と同額(20,000円)とすることを提案された。府士会にとっては公益事業の為、①の参加制限は難しいため参加費を差別化で対応するとの報告あり。学会に関しては会員と非会員の差のつけ方についてはよいが、センター事業に関しては別に次年度に向けて議論が必要。

審議の結果、学術大会に限定した要件で、承認となった。

(5) 表彰候補者推薦委員会に関する内規の改正について

射場理事より、前回、表彰候補者推薦委員会の公平性のために、大阪府及び近畿圏外からも選出した方がよいのではないかと提案があった。これについては近畿圏外から候補者を募ることが可能なかと府士会鈴木理事より意見あったが、専門家による審査を行うには近畿圏内では限りがある場合を考慮し、広く選出する方向で意見が纏まった。外部に委託するにあたっての手順について資料に沿って説明あり。委託する業務内容を決定すること、任期や報酬の条件を決定する事。委員を決定すること、情報漏洩に注意することの4点を明記し、任期2年以内、報酬は無し、日本理学療法士協会に所属する理学療法士とすることとした。

実行委員のメンバーを選定するのは生涯学習局担当理事および教育局担当理事が2年に1回選定する予定であるが、委員長は理事長が理事の中から選定する方針、実行委員の中に理事会のメンバーが2~3名所属する形となる。

審議の結果、部分的に修正した上で承認となった。

(6) ホームページ掲載に関する規程の改定について

井阪理事より、資料に沿って説明あり。掲載の条件として、他団体主催からの申請に関しては、開催日から3か月以内のものとするを追記した。

審議の結果、承認となった。